

農林水産業燃油・物価高騰対策緊急支援事業実施要領の運用について

林産第231号

令和8年6月26日

農林水産業燃油・物価高騰対策緊急支援事業実施要領（令和8年6月26日付け農企第277号以下「要領」という。）第3における事業実施計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、以下のとおりとする。

第1 事業実施計画

事業実施主体（以下、「事業主体」という。）は、事業実施計画の作成については、要領第3に定めるもののほか、以下のものを提出するものとする。

- ア 直近の決算書の写し
- イ 設備等の設置箇所の現況写真（改良設備のみ対象）

第2 事業実施主体の要件

事業実施主体については、要領の別表1に定めるもののほか、以下の要件を満たすものとする。

- ア 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。
- イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、事業計画書、事業報告書、収支決算書等（団体の場合はこれらに準ずるもの）を備えていること。
- ウ 直近の決算資料において、貸借対照表で債務超過となっていないこと。損益計算書で売上高が総事業費よりも大きいこと。
- エ 法人の定款等の事業目的に、木材の製造、加工または販売等に関する記載があること。

第3 補助対象となる設備・施設

補助対象については、補助対象経費の総額が100万円以上のものとし、別紙1に定めるとおりとする。

また、農林水産業燃油・物価高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱（令和8年6月26日付け農企第277号。以下「要綱」という。）第3条第1項5号における任意様式は参考様式により作成するものとする。

なお、新品のほか、中古品も対象とすることができる。ただし、中古品は、新品と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は適切に評価され、かつ、新品の価格を下回るものとする。

第4 設備・施設の管理

補助事業により取得した設備及び施設等（以下「設備等」という。）の管理運営については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第17

9号) その他の関係法令の定めによるほか、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、要綱、実施要領及び関係通達によって、補助事業の適正な実施及び導入された設備等の適正かつ効率的な管理運営を図り、もって補助事業の目的が達成されるよう留意するものとする。

1 管理主体

管理主体は、農林水産業燃油・物価高騰対策緊急支援事業費補助金の交付を受けて取得した設備等を常に良好な状態で管理するとともに、その設置目的に即し最も効率的かつ安全確保に配慮した運用を図るものとする。

設備等の管理は、原則として事業実施主体がこれを行うものとする。

2 施設の標示

農林水産業燃油・物価高騰対策緊急支援事業で設置した設備等については、原則、その導入年度等を明らかにするため、設備等の内容に応じ次のような事項を見やすい箇所に標示すること。

補助対象設備・施設事例

①燃料の消費削減対策

- ・ 高効率ボイラーの導入
- ・ 木質バイオマスボイラーの導入
- ・ 乾燥機・ボイラーの性能向上 等
（断熱材・板金・熱交換器・水管、炉内等）
- ・ その他、知事が認めるもの

②エネルギー削減対策

- ・ インバータ付機械、インバータの導入
- ・ 電動フォークリフトの導入
- ・ 制御盤の機能向上、制御盤クーラーの導入
- ・ 集塵機の性能向上（ダクトアルミ化・改修等）
- ・ コンプレッサーの性能向上
- ・ 選木機（チェーンコンベア等）の性能向上
- ・ 製材ライン（ライブローラー、チェーンコンベア等）の性能向上 等
- ・ その他、知事が認めるもの

※1 上記①、②は併用可。